

平成二十四年十一月六日受領
答 弁 第 八 号

内閣衆質一八一第八号

平成二十四年十一月六日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 岡 田 克 也

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島を巡る諸情勢に係る政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島を巡る諸情勢に係る政府の認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。

三について

御指摘の報道は承知している。

四及び五について

「外交的紛争」及び「外交的係争」については、確立した定義があるとは承知しておらず、一概に答えすることは困難である。

六について

「外交的紛争または係争」については、四及び五について述べたとおり、確立した定義があるとは承知しておらず、お尋ねにお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、一及び二について述べたとお

り、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。